

# NEXUS

2022  
No.723

3

「NEXUS (ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなが、ご活用頂ける情報誌をめざします。



## CONTENTS

- 01 ●Opinion  
「企業・団体と連携し復興を推進してまいります」  
岩手復興局長 山本 電太郎
- 02~13 ●主要記事
- 02~05 令和3年度「知事との意見交換会」を開催  
「ポストコロナに向けてサステナビリティと生産性向上を目指す中小企業の取組」
- 06~07 令和元年度補正・令和3年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ「一般型(通常枠、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠)・グローバル展開型(10次締切分)
- 08 事業復活支援金のご案内
- 09 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた組合の総(代)会対応について
- 10~11 通常総会開催までの手続きについて
- 12 岩手県ILC推進協議会 ILC Current Topics(第7号)
- 13 組合運営基礎研修会、組合決算・税務講習会、組合自治監査講習会を開催  
令和3年度 第1回商業活性化セミナーを開催
- 14~15 ●岩手県内中小企業概況(1月)
- 16 ●中央会Information

岩手県中小企業団体中央会

<https://www.ginga.or.jp/>

## 「企業・団体と連携し復興を推進してまいりたい」

岩手復興局長 山本 竜太郎



東日本大震災からの復興は、第2期復興創生期間を迎えています。施設整備については、昨年12月18日に三陸沿岸道路が全線開通するなどほぼすべての施設で完成しています。今後は、これらの施設を活用し、地域経済の発展に役立てていくことが重要です。

一方、被災者の心身の健康や、災害公営住宅などにおけるコミュニティ形成の問題など残された課題も多くあります。このことについても、岩手県を始め、関係市町村やNPO法人などの皆様に懸命に取り組んで頂いています。この結果、例えば、被災者相談支援センターやこころのケアセンターへの相談件数が減少している傾向が見られ、各機関の取組が成果を出しているものと考えています。しかし、被災者が抱える問題は複雑化、多様化しており引き続き取組が必要です。

また、鮭などの記録的な不漁により、沿岸地域の基幹産業である水産業が大きな影響を受けていること、また、コロナ禍によりインバウンドや需要が減少するなど地域経済への影響は大きく、復興の課題となっています。

他方で、新たな取組が見られるようになってきています。水産業では、鮭の養殖やウニの畜養が県内各地で本格化してきています。また、企業の再生においても、明るい兆しを感じています。復興庁では、毎年、企業間連携のマッチング強化のために「結の場」を開催しています。例年、参加企業は35社程度ですが、今年度は、55社と大きく増加をしています。逆境の中でも、産業・生業の再生・創出の取組を前に進めようとする各社の躍動感を感じています。

さらに、例えば、世界的な課題である脱炭素と連携した取組も見られます。このように、岩手県では、これまでの復旧・復興の取組に加え、幅広い取組が見られるようになり、「新しい東北」として掲げる、魅力あふれる地域の創造が加速化していくものと確信しています。

しかし、被災者また被災地域が置かれている状況は、引き続き厳しいものがあります。復興庁は、現場主義を徹底し、被災者に寄り添い、復興に全力で取り組んで参ります。このことを、一層強化するためにも、昨年4月に復興局の本局を盛岡から釜石に移したところです。

岩手復興局では、従来から、例えば、事業者訪問を行い、被災企業・団体の皆様の話を伺って参りました。今後は、本局が沿岸地域の釜石に移ったことを活かし、より一層皆様の話を伺いつつ、一刻も早い復興の達成に努めて参ります。

復興を完了させるには、県内企業・団体皆様と連携した取組が不可欠ですので、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願いいたします。最後に、各社・各団体のますますのご発展を祈念申し上げます。



## 令和3年度「知事との意見交換会」を開催

### 「ポストコロナに向けてサステナビリティと生産性向上を目指す中小企業の取組」

2月15日(火)、アートホテル盛岡にて「知事との意見交換会」を開催した。コロナ禍に伴う新しい生活様式の浸透、加速するデジタル化、SDGsや脱炭素化に向けた動きなど、社会経済環境が大きく変化している中、ポストコロナにおける新たな需要の獲得や持続可能なビジネスモデルの構築、IT・AIなどの最新技術の導入や高度人材の育成・確保等が急務となっていることから、先進的事業に取り組む中小企業と県当局が意見交換により相互認識を深め、さらなるビジネス変革の促進を図ることを目的に開催したものである。

岩手県出席者 (以下敬称略)	
達 増 拓 也	岩手県 知事
岩 淵 伸 也	〃 商工労働観光部長
阿 部 博	〃 〃 経営支援課総括課長
十良澤 福 志	〃 〃 ものづくり自動車産業振興室長
安 藤 知 行	〃 〃 定住推進・雇用労働室長
発表者	
滝 浦 輝 雄	(株)ネクスト 代表取締役社長
滝 浦 重 輝	〃 取締役
熊 谷 秀 明	木楽創研(株) 代表取締役社長
及 川 賢 治	〃 一級建築士・構造担当
大 西 一 朗	AP TECH(株) 代表取締役社長
川 端 元 子	〃 市場開発担当マネージャー
伊 藤 淳之介	(株)盛岡総合ビルメンテナンス 代表取締役社長
伊 藤 英 佑	〃 戦略営業部長
中央会出席者	
小山田 周 右	岩手県中小企業団体中央会 会長
齊 藤 俊 明	〃 副会長
平 野 喜 嗣	〃 〃
藤 村 文 昭	〃 〃
瀬 川 浩 昭	〃 専務理事

#### (株)ネクスト 取締役 滝浦 重輝 氏 発表

～学生アイデアコンテスト、RPA 導入推進の取組～

従来のシステム開発は、都内の案件であれば都内の現場に集まって進めるのが一般的でしたが、現在はリモートワークが広がり、当社のような地方の IT 企業が案件を獲得できる見込みが増えています。また、従来は在庫管理のような業務システムの開発が一般的でしたが、最近は自動化技術を使った効率化や業務変革に意識を向けるお客様が増えてきたと感じています。こうした中で従来のシステム開発の技術だけではお客様の要望に応えられないため積極的な新技術の習得が必要だと思っています。

リモート開発の広がりに伴って課題となっているのが人材確保です。学生、従業員、地域にとって魅力的な企業だと思われなければ人が集まりませんので、当社の企業文化である地域貢献を実践することで魅力を高めるべく学生アイデアコンテストを開催しております。学生の活躍する場を作りたい、岩手の IT 人材を育成したい、この2点が目的です。学生の斬新なアイデアを広く発信する場、就職活動などで学生の実力をアピールする場と考えてお

り、メディアと連携することで学生の頑張りを広く発信しています。さらに金融機関や行政に協賛いただくことで大会に重みを持たせています。人材育成の点では、IT を勉強していない学生を含めて IT について考える場、さらに大勢の前でプレゼンすることを通じて資料作成、プレゼンスキルを磨くことや最先端の情報を生で聞き体験できる機会を与え、学生達に夢を持たせたいと思い取り組んでいます。コンテストは2018年にIoTアイデアコンテストという形で開始しました。昨年はIoTのみならずDX、AIを含めて拡充し、YouTubeでの全国配信、SNS投票といった新たな取り組みを加えながらバージョンアップさせています。昨年は150名近い県内の学生がこのコンテストに参加しました。最先端の講演などを通じて学生に夢を与えることができたと思います。当社の採用については中央会から網羅的に支援を受け大変助かっており、継続して活用したいと思っています。



当社は新たにRPA(Robotic Process Automation)による自動化技術の導入を進めています。RPA自体は数年前から利用が開始されていますが、県内企業はコストやサポート面で手を出しづらい状況でした。しかし2021年にMicrosoft社が無料のツールを公開し、当社も本格参入したことで、本県の地場企業のRPA元年が到来したと思っています。RPAによりパソコンで行うほとんどのルーティン作業は自動化することが可能です。エクセルでの操作はもとより、テキストの読み取り、メールやファイルの操作、ブラウザでの自動検索、さらに既存の社内システムとの連動など、パソコンで行っている作業は基本的には自動化することができます。県内の土木コンサルタント企業への導入に際しては、橋やトンネルの点検業務に係る納品資料の自動化を手掛けました。大量の写真をサイズや容量

を調整しながら貼り付ける作業は相当大変です。また県が変わればフォーマットも変わるので手間がかかります。これを RPA で自動化することにより、人の手で行くと 2 週間程度かかる作業が数 10 分で終わることができるようになります。さらにミスも減らすことができるので納入先の企業様からも大変好評をいただいています。

今後、アイデアコンテストについては、県や市町村との連携による開催や SNS やオンラインの配信強化により、高校生の観覧者の増加を図るとともに、地域貢献に取り組み続けることで、当社の魅力向上につなげていきたいと考えています。RPA については県内広く様々な業界に導入できるものですので、幅広く導入を推進していきたいと考えています。今後活用が見込まれるクラウド技術なども含めて、地場の当社から提供し地元企業の経営を支えていきたいと考えています。

**木楽創研(株) 代表取締役社長 熊谷 秀明 氏  
一級建築士・構造担当 及川 賢治 氏 発表**

～木骨ハウスによりカーボンニュートラルの実現を目指す～

私が森林・木材に関わって 40 年余り、その間木材は鉄や石油に代替され利用は減少する一方でした。昭和の時代の植林が伐期を迎えていながら放置され森林は荒れているのが現状です。世界的にも稀にみる豊かな森林がありながら有効に生かされていない現状を打破したいとの思いと、被災地での雇用の場を作るため、東日本大震災の年の 10 月に木楽創研を創業しました。



事業を展開する上で重視しているのは森林循環と地球環境の視点です。伐期を迎えた立木をいかに活用するか、それによっていかに林業者の所得を上げるか、そしていかに健全な森林を取り戻すかです。そして危機的な地球環境から脱するためカーボンニュートラルにいかに貢献できるかです。森林の循環は CO<sub>2</sub> を吸収することが主な目的ですが、この目的に向けて耐候性木骨ハウスを開発し間伐材や不適格材の活用の道を開きました。このハウスは特許を取得した独自の工法で軽量鉄骨ハウスと同等の耐荷重性・耐候性を有しており、施設園芸や畜産用として普及を図っています。木材は通常の取引価格より少しでも高く買うことを目指し林業者への利益還元を進めています。将来的には売上の一部を基金化して植林事業等へ充てることも考えています。地球環境の面ではウッドチェンジやエネルギーの自給化による CO<sub>2</sub> 排出抑制及び固定化が主な目的です。我が社は鉄骨製がほとんど

の農畜産業用ハウスをできるだけ木製に交換することで林野庁が提唱するウッドチェンジの先頭を走りカーボンニュートラルに貢献したいと考えています。木骨ハウスの製造段階で発生する端材やハウスの解体時の構造材をチップ化しパーティクルボードや木質バイオマス発電に供給することで環境負荷の低減も図っています。

平成 23 年 12 月には特許を取得し、翌年から本格的に対候性木骨ハウスの販売を始めました。発想の原点は木材を活用して農家でも簡単に施工できかつ軽量鉄骨と同等程度の強度のハウスの提供でした。構造は比較的簡単で説明するとすぐ理解していただきましたが、導入するのは簡単ではなく、木材だから弱い、高い、腐る等の先入観があり、なかなか普及しませんでした。そこで構造の一部を改良し強度を増したものを改めて特許を取得しました。また実証試験等により改良を進めるとともに、展示会など周知することで、県内外からも声がかかり、これまで 45 棟、約 11,000 m<sup>2</sup>を施工販売しました。ここ数年は受注増大により供給体制の強化が課題となり、ものづくり補助金を活用し最新鋭の自動溝欠機を令和 2 年に導入しました。柱羽柄材加工の省人化とコスト削減、短納期化ができて今後の普及拡大に弾みがつきました。

今後は、木骨ハウスの普及拡大を図り、林業や木材産業の活性化、畜産業の環境負荷の低減に寄与できればと考えています。そしてこれを地産地消型木農連携と呼んで広めていきたいです。上流側の林業や製材業、下流側の農畜産業と連携し、木質バイオマス発電や家庭での木質燃料利用の仕組みを構築し、地域エネルギーの自給を高めていければと考えています。また、我が社と同じ立場で地産地消型木農連携に取り組む仲間を全国に増やすとともに世界展開を視野に入れています。現在ドイツでの導入に向けて岩手県発明協会や現地協力者などと協議しております。本県から発信する木骨ハウスをはじめ木製品が広く普及することは長期的な資源循環につながり、結果として地球を救うカーボンニュートラルに大きな貢献ができます。これからも木を通じて地球を幸せにする会社でありたいと強く思っております。

**AP TECH(株) 代表取締役社長 大西 一朗 氏 発表**

～ デジタルの力で地域社会の課題解決を図る ～

当社は 2019 年に創業しました。私自身は Apple 社とシスコシステムズという IT 企業に約 30 年勤務していました。我々のメンバーには医師やシスコ時代の元同僚や後輩など若い人材を揃えています。

本県では Hachi という高齢者の見守りを行うアプリケーションを展開しています。団塊の世代が後期高齢者になると人手や施設が不足しますが、私は IT の専門家ですので、少ないコストで一人の高齢者を複数の目で見守る仕組みができないかと考え Hachi というアプリを開発しました。高齢の方に AppleWatch を着けてもらい 24 時間 365 日心拍数をモニタリングして見守りを行っています。最近の AppleWatch は心拍数以外にも様々なバイタルデータを取得できるように進化していますので、この仕組みを

医学や医療、介護の分野にも展開できるのではないかと考えています。私は眉間に皺を寄せるような難しい専門機器を作るつもりはなく、楽しんで使っていただけるようなものを目指しています。Hachi のユーザーの平均年齢は 85 歳で最高齢は 97 歳ですから、実際にとても簡単に使えるように作ってあります。1 回セットしたらあとは何もなくても良いというのが開発のポリシーです。



八幡平市では、地域の遠隔診療と見守りの実装等に向けて国の事業の採択を受けて取り組んでいます。同市の田山地区には約 1,200 人の住民が暮らしていますが、その中核をなす田山診療所には常勤の医師が不在です。医師は八幡平市立病院から週数回通っています。移動には往復で約 2 時間もかかりますので、住民の皆さんに Hachi を着けてもらい、それぞれのバイタルデータを医師がどこにいても常に把握できる仕組みを構築中です。本県は人口 10 万人当たりの医師数が全国最低ですのでこの仕組みは大きな効果を発揮できると思っています。また全国に岩手県発の新しい取り組みとして広げていきたいと考えてます。なおアプリの開発に際しては、中央会から、ものづくりの補助金を支援いただいております。

本県は携帯電話の通じないエリアが非常に多いのが現状です。特に八幡平市は国立公園があり規制の関係で基地局が立てられない場所が多くあります。国立公園には何万人という人が訪れますが、遭難や事故にあつたらもうどうしようもない状況があります。そこで我々はインターネットではなく LPWA (Low Power Wide Area) というとても安く使い勝手の良い新しい通信の方法を使って検索の仕組みを構築しようと取り組んでいます。携帯電話の電波は 3km ほどしか飛びませんが LPWA は約 100km も届きます。ただしデータを小さくしなければ使えませんので、我々はデータ容量を小さくする技術を開発しました。昨年は県内を含む地域の遭難者捜索についての実証実験を行い、成功することができました。これによりドローンファンドから出資を受けることもでき弾みがつきました。ドローン物流の実証実験も予定しています。安代と田山で処方箋薬のドロップシップを行います。これは技術的にも十分クリアできる見込みで準備を進めています。EV のモニタリングも進行中です。EV も携帯電話が通じない所にも行くわけですが、例えばそこで故障したら大変です。故障する前に前兆が分かるようなモニタリングの仕組みを当社の基幹技術を使って構築できないかということで開

発を進めています。また、疾患リスク予測のプロジェクトも少しずつですが始めております。これで脳卒中罹患率ワースト 1 の汚名を返上できると私は信じてます。

様々な取り組みがメディアにも取り上げられ非常に助かっています。実績も増えてきましたが、さらに様々な企業と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えています。

**(株)盛岡総合ビルメンテナンス 代表取締役社長 伊藤 淳之介 氏 発表**

～先端技術や多様な人材の活用により SDGs に貢献～

総合ビルメンテナンス業は端的に言うと建物の機能を維持、場合によっては向上をさせて、建物内の環境を衛生・安全に保ち、人々が安心してその場所を利用できるようにする仕事です。コロナ禍によって衛生意識が向上し、安心・安全な環境へのニーズは高まっていると感じていますが、我々がやるべきことは大きく変わることはなく、やるべきことは不変であると思っています。



当社では SDGs と絡めながら三つの約束を掲げています。環境保護に最大限配慮する企業であり続けるということ、そして社員の尊厳を保障するという、さらに課題解決によって適正な対価をいただくということ。この三つについては全ての意思決定において尊重し守っていくことを掲げています。

我々が加入している岩手県ビル管理事業(協)では、盛岡市のマリオスの清掃業務を共同で受注していますが、この現場ではロボット掃除機を稼働させて実証実験を行っています。この取組は厚生労働省の働き方改革推進支援助成金を活用して組合青年部が中心となって進めています。ロボット掃除機は弊社でも現場に導入していますが、フロアの清掃作業を自動化することで、作業員が人の手だからこそこできるトイレの清掃や除菌の作業により多くの時間をかけることができるようになってきました。このロボット掃除機は通信機能も備えておりビッグデータとして様々な情報を集めてフィードバックできるようになっています。

当社では今年度から電解水衛生環境システムを導入しています。一般に消毒の多くはアルコールが使われていますが、医療機関や介護施設、保育施設などではアルコールだけではなく次亜塩素酸水を使用しているところもあります。導入した装置は塩と水で電気分解した電解水を生成しますが、アルカリ性の電解水と酸性の電解水の両方を生成できます。アルカリ性の電解水は清掃と洗浄の機能があります。酸性の電解水は除菌と消臭の機能を

持っています。弊社で導入をしてから各現場で実証実験を行ってこれまでの洗剤を使用した時の洗浄力と同等の機能があることも確認しましたので、本格的に導入して洗剤の使用量を削減したいと考えています。使用量を減らすことで洗剤を製造する過程や輸送する時に排出される二酸化炭素の軽減にも寄与できればと思います。

このように SDGs の実現に関わるような活動しておりますが、どのような哲学を持っている企業なのかということについて知ってもらうためにメディアでの発信や講演活動も積極的に行っています。また、SDGs の取り組みの一環として、あらゆる人が働きやすい環境づくりにも注力しています。特に障害者雇用ですが 100 名程度の社員がいる中で現在は 7 名が働いています。2030 年までには外国人技能実習生と障害者を合わせて 20%程度の雇用率を目指しています。多様性を受容しそれぞれに生まれてくる科学反応を狙っていますが、この業界が多くの人達の受皿になれるのではないかと考えております。障害者を雇用するにはワークフローの細分化やジョブ型雇用を促進していく必要があります。人に仕事が属するのではなく、仕事に人が属するというのを念頭に置いた上でワークフローを見直し、障害者や外国人が力を発揮できるような場所と仕事をつくっていきたいと考えています。また、当業界は力仕事が多く長年男社会でしたが、軽量化された器具を導入するなど女性が活躍できる環境づくりにも取り組んでいます。10 年程前には定期的な清掃をする作業班は男性がほぼ 100%という状況でしたが今では女性が半分程度占めています。

今後は SDGs の取組を拡大させ、パートナーとの連携も広げていきたいと考えています。デジタル化については弊社でも報告書を作成することが多いため RPA の導入は確実に進めていきます。また、現在、盛岡市の消防署では修繕履歴やメンテナンス履歴のデータベース化を進めており、3D 立面図で可視化するためのデータを蓄積している状態です。最終的にはウェアラブルデバイスを着けた作業員がその場で過去の対応状況を確認できる仕組みを目指しています。

### 小山田会長 コメント



皆様が、社会・経済の現状と地方の状況を的確に認識され、取り組まれていることに感銘を受けました。コロナ感染症が発生し 2 年が経過しましたが、社会・経済の課題

は、複雑かつ深刻化しています。気候変動対策については、企業評価やサプライチェーンにおける取引先の選定基準になろうとしています。さらに、次代を担う若い世代は、デジタル技術に長け、SDGs や気候変動に関する社会課題解決への関心が高く、サステナブルな企業や商品・サービスを選択し始めています。県内中小企業のさらなる生産性の向上に加え、カーボンニュートラル等の社会課題解決に対する取組みを加速することが重要であると感じております。

県では、令和 4 年度の当初予算(案)において、コロナ禍を乗り越え復興創生をデジタル・グリーンで実現する予算を編成されています。本会としても、組合、業界、連携組織を通じて、県勢発展の一助となるよう、企業と社会の持続ある発展、地方創生に取組んで参りたいと存じます。今後とも、一層のサポートをお願い申し上げます。

### 達増知事 講評



ネクストさんは人材育成として県内の学生達を育ててくれていることをありがたく思います。デジタルに関心を持ち取り組めるようになる人が一人でも増えて欲しいのでよろしくをお願いします。

木楽創研さんは東日本大震災津波とともに誕生し本県の運命を象徴する会社だと思っています。来年は全国植樹祭もあり非常に時機を得ていてありがたく思います。全国さらにヨーロッパでも展開できる見通しがあるとのことですので期待しています。

APTECHさんは過疎地のお年寄りが AppleWatch を着けるというのが非常にグッドアイデアだと思います。八幡平市だけでなく、オール岩手、そして日本、世界と広げていくべきだと思いますのでよろしくお願いします。

盛岡総合ビルメンテナンスさんは、AI 搭載の除菌清掃ロボットや洗剤を使わなくて済む電解水衛生環境システムなど非常に良い展開をしていると思います。そして障害者や外国人にも働いてもらうというのは県全体としてもそうしていくべきと考えている方向性ですので大いに期待したいと思います。

総じて、新しい技術が人や働き方、地域など、良い方向に有効に活用されているということに感銘を受けましたので、県としてもそうした動きを中央会と連携しながら応援していきたいと思っています。



## 令和元年度補正・令和三年度補正

### ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ

【一般型（通常枠、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠）・グローバル展開型】（10次締切分）

#### 【事業概要】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況が厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、**[回復型賃上げ・雇用拡大枠][デジタル枠][グリーン枠]**を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。

#### 公募期間

公募開始：令和4年2月16日（水）17時～  
申請受付：令和4年3月15日（火）17時～  
応募締切：令和4年5月11日（水）17時まで

#### 1. 従業員規模に応じた補助上限額の設定

限られた政策資源で、最低賃金引上げを含めた賃上げの原資となる付加価値を創出する事業者を支援するため、従来一律1,000万円としていた通常枠の補助上限額を従業員の規模に応じて、**従業員数21人以上：1,250万円、6人～20人：1,000万円、5人以下：750万円**に見直します。

##### 補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限金額		補助率
	9次締切分まで(終了)	10次締切分以降(今回から)	
5人以下	1,000万円以内	750万円以内	【中小企業】1/2以内 【小規模事業者、再生事業者】2/3以内
6人～20人		1,000万円以内	
21人以上		1,250万円以内	

#### 2. 補助対象事業者の見直し・拡充

補助対象事業者に、**資本金10億円未満の「特定事業者」**を追加します。また、**企業再生に取り組む(※)事業者**を対象とした加点を行うとともに、**補助率を2/3に引き上げて**支援します。

(※) 中小企業再生支援スキームに則り再生計画を策定

##### (1) 特定事業者の追加

令和3年8月に一部が施工された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」において、中小企業から中堅企業への成長途上(規模拡大パス)にある企業群の支援を目的として、中小企業等経営強化法等に新たな支援対象類型(特定事業者)が創設されました。これに伴い、ものづくり補助金の補助対象事業者にも資本金10億円未満の特定事業者を追加します。

業種	今回追加する対象者(両方を満たす)	
	資本金額	従業員数
製造業等	10億円未満	500人以下
卸売業		400人以下
サービス業		300人以下
小売業		

↑法律上の特定事業者

##### (2) 再生事業者

再生事業者(中小企業再生支援スキーム等に則り再生計画を策定する事業者)を対象として、加点により採択を優遇するとともに、補助率を2/3に引上げて支援します。なお、再生事業者である場合には、返還要件(※)を免除します。

(※)要件未達の場合には、補助金の一部返還を求めるもの

#### 3. 回復型賃上げ・雇用拡大枠の創設

**業況が厳しい事業者**に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を創設し、**補助率を2/3に引き上げ**支援します。

##### (1) 回復型賃上げ・雇用拡大枠の対象となる事業者

通常枠の要件(次ページ基本要件①②③)に加えて、応募締切時点の前年度の事業年度の課税所得がゼロであり、常時使用する従業員がいる事業者が支援対象となります。

## 【基本要件】

次の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること。

- ① 事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加すること。
- ② 給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること。
- ③ 事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。

## 【追加要件】

④ 応募締切日時点の前年度の事業年度の課税所得がゼロであり、常時使用する従業員がいること。

## 【補助金の返還要件】

上記の②給与支給総額、又は、③事業場内最低賃金の増加目標が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において未達の場合には、補助金交付額の全額返還を求めることで、賃上げ・雇用拡大の実効性を確保する。

## 4. デジタル枠の創設

**DX(デジタル・トランスフォーメーション)に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者**を対象に、補助率を2/3に引き上げた新たな申請書類を創設します。

デジタル枠の対象となる事業者

## 【基本要件】

次の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること。

- ① 事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加すること
- ② 給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること。
- ③ 事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。

## 【追加要件】

④ **DXに資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業計画であること。**

⑤ **経済産業省が公開する「DX推進指標」を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に対して提出していること。**

⑥ **IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言を行っていること。**

※DX戦略、CIO等の公表、人材の育成・確保に向けた取組をしている事業者にあつては、審査において加算。

## 5. グリーン枠の創設

**温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者**を対象に、補助上限額と補助率を引き上げた新たな申請書類を創設します。

グリーン枠の対象となる事業者

【基本要件】 4.の基本要件と同じ。

## 【追加要件】

④ **温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業計画であること。**

⑤ **3～5年の事業計画期間内に、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加する事業であること。**

※労働生産性と炭素生産性向上のいずれも必要であり、生産プロセスやサービス提供方法の改善を伴わない設備更新(例：既存機械装置をエネルギー効率の高い機械装置に入れ替えることのみを目的とした事業計画である場合等)は支援対象とはなりません。

⑥ **これまでに自社で実施してきた温室効果ガス排出削減の取組の有無(ある場合は取組内容)を示すこと。**

## 補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限	補助率
5人以下	1,000万円以内	2/3以内
6人～20人	1,500万円以内	
21人以上	2,000万円以内	

## お問合せ先

○応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がございますので、ご了承ください。

<ものづくり補助金事務局サポートセンター>

受付時間：10：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号：050-8880-4053

ものづくり補助金総合サイト：<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

メールアドレス：公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp





## 事業復活支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している中小法人、個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給する事業復活支援金の申請が開始しました。

詳細は、下記ホームページをご覧ください。

### 申請期間

2022年1月31日（月）～5月31日（火）

### 給付対象

①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、  
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して  
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

### 給付額

中小法人等：上限最大250万円 個人事業者等：上限最大50万円を支給します。

給付額：基準期間（※1）の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

### 新型コロナウイルス感染症の影響

① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※個人消費の機会の減少につながるもの



② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止



③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少



⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請

※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの



⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



相談窓口・ホームページ

お電話でのお問い合わせ：0120-789-140 I P電話等でのお問い合わせ：03-6834-7593

受付時間：8：30～19：00（土日・祝日を含む全日）

事業復活支援金事務局ウェブサイト <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>





## 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた組合の総(代)会の対応について

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた総(代)会の開催に際しては、会場入り口での手指消毒と検温の実施、出席者のマスク着用、ソーシャルディスタンスの確保など、感染防止策を講じることが必要です。

また、出席者数の減員等を検討されている組合におかれては、以下に、全国中央会作成の「新型コロナ感染症対策を踏まえた総会手続きFAQ」(令和2年5月作成)より抜粋・一部改変整理した総会関連の記述を掲載したので、ご参考ください。また、昨年度の改正「中小企業等協同組合法施行規則」等の公布・施行により、バーチャルオンリー型組合総会及び理事会が選択可能となりました。なお、不明な点は中央会までご相談願います。

### ●総(代)会の開催について

中小企業組合の通常総(代)会は、中協法第46条(総会の招集)により規定され、法律上必置の意思決定機関であり、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止策をとりながら、**年1回開催する必要があります**。

定款で、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合は、これらを活用することで、当日会場に参集する人数を少なくすることが可能です。

このように、**本人出席者を最小限とした形での会議体としての総(代)会を開催する場合には、招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供しなければならず、さらに、書面や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要があります**。

なお、中協法には、会社法第319条(株主総会の決議の省略)と同様の規定がないため、書面決議のみで開催を省略する「みなし決議」は認められていません。

#### <留意事項>

○総(代)会開催場所への本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです。

- ・議長(総(代)会内で、出席した組合員(総代)から選出してください。)
- ・組合役員(理事と監事には、総(代)会での議案質問に対する説明義務があります。議事録作成を担当する理事も必要です。)

- ・委任を受ける対象者(受任可能数や対象者の範囲は定款を確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。)

- ・役員選出を伴う場合は、選挙行為を管理する者(投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員2名以上)

○議事では定足数を満たすことが必要です。総(代)会は、適法な招集手続きを経たうえで、出席した組合員(総代)(議長を除く)が議案ごとに定足数を満たさなければなりません(中協法第52条(総会の議事))。これは総(代)会の議決が有効になされるための前提条件です。

### ●役員選出を伴う総(代)会の開催について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、役員選出を伴う通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第11条第2項により、書面による選挙権の行使(以下「書面投票」)をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます(同条第4項)。したがって、書面投票の方法は、中協法第35条第8項で求められる無記名性が担保されるよう投票方法を工夫すれば可能となります。

例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員を選出が可能となるものと考えます(選任制(中協法第35条第13項)を採用する組合を除く)。

(例 ～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～)

○内封筒と外封筒の2種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が投票済みであるのかが分かるようにします(議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります)。

○無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します(外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせるにより投票者が特定できなくなります)。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

### ●総(代)会開催時期の延期手続きについて

法律上、年1回の開催を求められている通常総会の開催時期については、多くの組合が「通常総(代)会は毎事業年度終了後〇月以内に、理事会の議決を経て、理事長が招集する。」と規定しており、招集時期は納税時期を考慮して2ヵ月又は3ヵ月以内と定めている場合が多いです。

コロナ禍の影響により事前手続きができない場合や、規模の大きい組合等において開催することにより感染リスクが高まると考えられる場合であって、定款に定める期間内に通常総(代)会を開催することができない状況が生じ、やむを得ず延期を検討する場合には、認可行政庁と相談して延期について了承を得てください。また、その場合、法人税等の申告・納付が期限に間に合わないなどの問題が生じる場合には、申告期限延長の取扱いについて管轄税務署等に相談した上でご対応願います。

参考：国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>





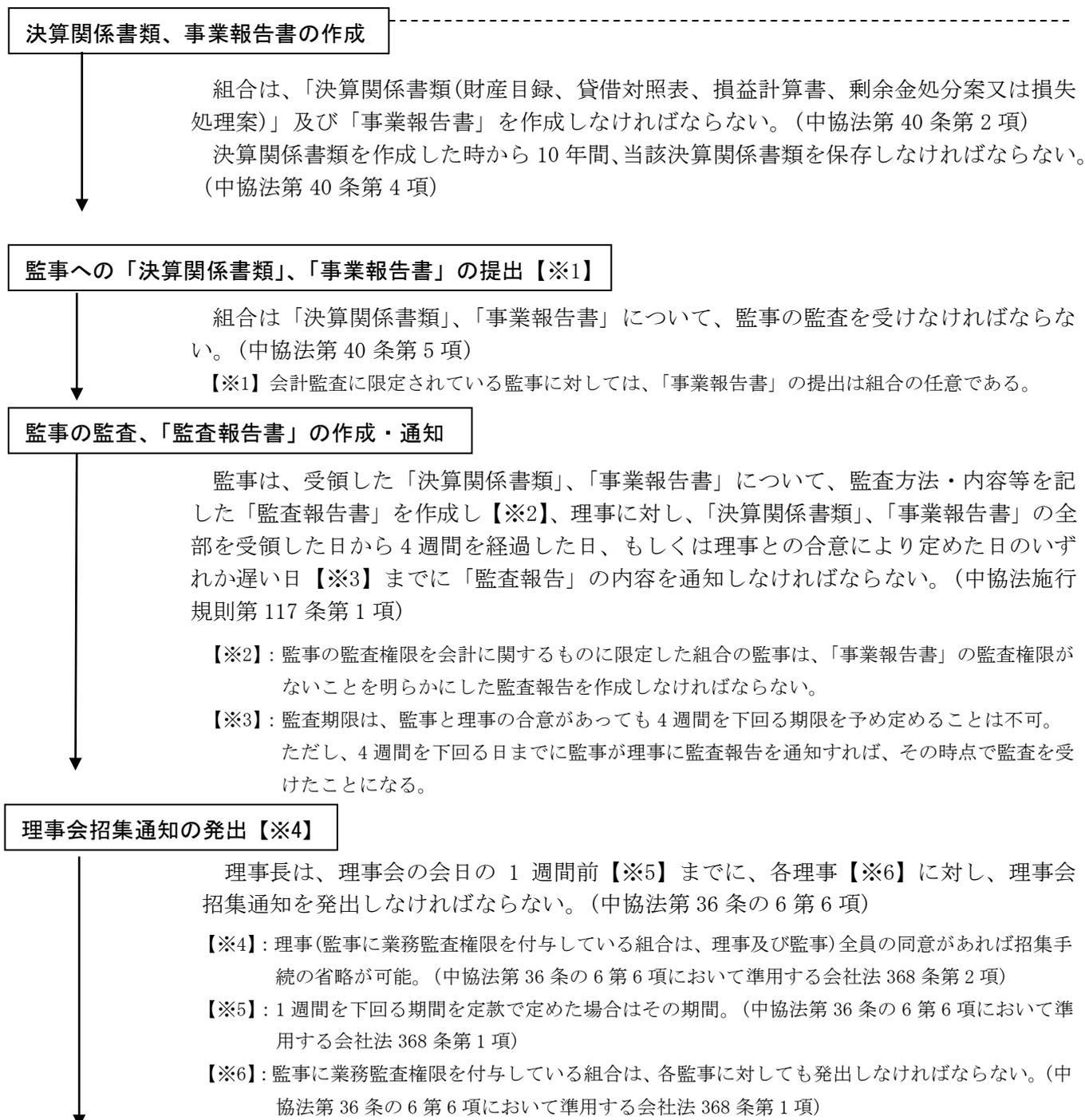
## 通常総会開催までの手続きについて

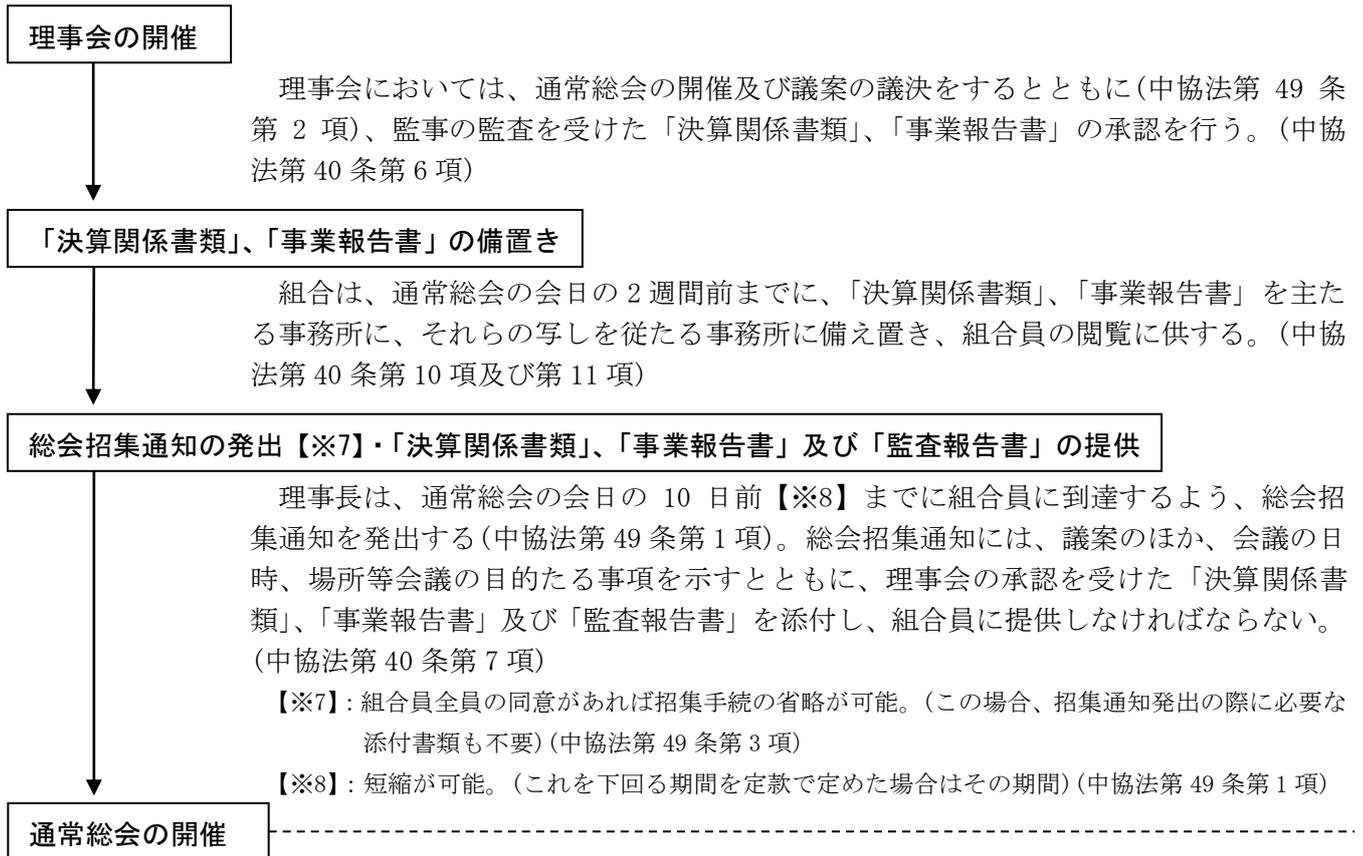
事業年度末から通常総会開催までの事務手続きについては、中小企業等協同組合法並びに同法施行規則により規定されています。総会は、組合の基本的事項を決定する最高意思決定機関でありますので、下記をご参照され、適切な手続きを経て執り行ってください。

### 【決算関係書類等に関する手続き】

1. 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
2. 理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
3. 組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)に備え置かなければならない。

### 1. 総会開催までのスケジュール





## 2. 総会の議決事項一覧

普通議決 (中協法第 5 2 条) … 出席者の議決権の過半数の議決を必要とする。

特別議決 (中協法第 5 3 条) … 総組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

### ●事業協同組合の場合の主なもの

総会議決事項	議決の種類	総会議決事項	議決の種類
1 定款の変更	特別	10 1 組合員に対する貸付け (手形の割引を含む。) 又は 1 組合員のためにする金融機関に対する債務保証残高の最高限度 (※)	普通
2 組合の解散		11 組合員の事業に関する債務保証残高の最高限度 (※)	
3 規約の設定、変更又は廃止	普通	12 1 組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証残高の最高限度 (※)	
4 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更		13 加入金 (※)	
5 経費の賦課及び徴収の方法		14 剰余金の配当 (※)	
6 団体協約の承認		15 その他定款で定める事項 (※)	
7 役員報酬			
8 決算関係書類及び事業報告書の承認			
9 借入金残高の最高限度 (※)			

注: (※)の総会議決事項は「任意議決事項」であり、定款で総会の議決を要すると定めた事項である。



## 岩手県 ILC 推進協議会 【ILC Current Topics】 (第7号)

「岩手県南・宮城県北 I L C 誘致推進大会について」

令和3年12月24日に一関文化センターにて「岩手県南・宮城県北 I L C 誘致推進大会」が開催されました。I L C 推進に取り組む4団体（I L C 実現を熱望する住民の会、登米市国際リニアコライダー誘致推進協議会、気仙沼市、一関市）が発起人となり、岩手、宮城両県の関係団体などを中心に約400人が集まり、国際リニアコライダー（I L C）の誘致を推進するため開催されたものです。

大会では、発起人代表として佐藤善仁一関市長のあいさつの後、参加した議員の皆さんから激励メッセージが述べられ、続いて、基調講演が行われました。

基調講演では、東京大学素粒子物理国際研究センター特任教授の山下了特任教授から「I L C の最新動向について」と題して I L C の学術的意義や最新の動向等について、岩手県立大学の鈴木厚人学長からは「東北における I L C の取組状況について」と題して、東北 I L C 事業推進センター等による I L C 建設に向けた準備状況等について説明がありました。

最後に、「I L C の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには、人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも貢献できるもの。I L C による『新しい東北』の扉が開かれるよう、岩手県南・宮城県北地域が一体となり I L C の実現に向けた取組を力強く推進していく」とする大会宣言が満場一致で採択されました。

大会の様子は一関市HP「I L C ニュースWEB」から御覧いただけます。

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/ilc/news/article.php?p=427>





## 組合運営基礎研修会、組合決算・税務講習会、組合自治監査講習会を開催

本会では、岩手県自治会館（盛岡市）にて2月21日（月）に「組合運営基礎研修会」、翌22日（火）に「組合決算講習会」及び「組合税務講習会」を開催した。さらに、3月2日（水）にはカガヤ肴町ビル（本会入居ビル）4階会議室で「組合自治監査講習会」を開催した。

### 【2/21 組合運営基礎研修会】

本会職員が講師を務め、「日常発生する組合の事務処理」をテーマに、組合への加入脱退、通常総会前後で必要になる事務手続きについて説明。特に、各種変更登記申請書の記載要領や総会・理事会議事録の押印要領等について重点的に解説したほか、法令改正によるバーチャルオンリー型総会の導入が可能となったことについて説明した。

### 【2/22 組合決算・税務講習会】

税理士の八木橋美紀氏を講師に迎え、午前の部を決算講習会、午後の部を税務講習会として開催した。

決算講習会では、「組合決算の手続きと留意点」をテーマに組合決算の具体的な事務処理及び手続きを解説いただいた。

税務講習会では、「法人税務申告書作成の実務」をテーマに、組合関係税制や税法上の益金・損金算入または不算入となる対象経費について解説いただくとともに、税務申告書の作成手続きについて、申告書の別表記載項目同士の関連を実務に即した順序で講義いただいた。

上記各研修・講習会は、講師の承諾を得て講義の様子を録画し、1ヶ月程度の期間を定めて希望者限定で動画配信している。

### 【3/2 組合自治監査講習会】

公認会計士・税理士の遠藤明哲氏を講師に迎え、「監査方法の手法とチェックポイント」をテーマに、監査の際に着目すべき点や監査手法について解説。また、企業や組合における不正事例の紹介等を交えて監事の職務の重要性等について講義いただいた。

今年度は昨年度に引き続き Zoom を活用し、講師を会場内のスクリーンに映写する形でリモート講義とするとともに、受講者が会場出席とオンライン出席を選択可能とするハイブリッド形式で実施した。



組合運営基礎研修会の様子



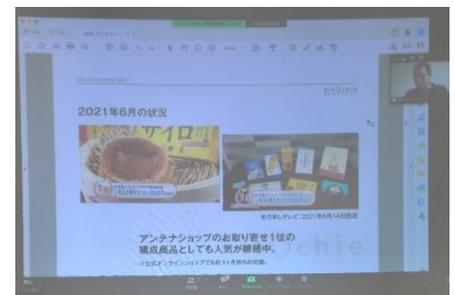
組合決算・税務講習会の様子



組合自治監査講習会の様子

## 令和3年度 第1回商業活性化セミナーを開催

本会では、2月24日（木）、オンライン形式にて令和3年度 第1回商業活性化セミナーを開催した。本セミナーは、商業関係組合並びに組合員事業者にとって有効な自社商品・サービス等の情報発信方法について知見を深めるため、岩手県商店街振興組合連合会と共催で実施したものである。セミナーには会員組合並びに組合員、関係機関等より22名が参加。盛岡市内で広告デザイン・販促企画を営む「ヒト・チエ」代表 アートディレクターの光安 勲氏を講師に迎え、「個店の集客力強化に向けた、SNS を活用した魅力の伝え方」というテーマで講演を行い、中小・小規模事業者等にとって効果的な情報発信方法である SNS の活用方法について、具体的な事例を交えて解説。受講者アンケートの中で「具体的な活用事例などを紹介いただき、今後の参考になった」「使用する SNS の種類によって今まで情報が届いていなかった年齢層にも発信できることを学んだ」など前向きな意見が多数寄せられた。



オンラインセミナーの様子



## 1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和4年2月25日発表)

1月のDIは全指標が低下。オミクロン株の感染急拡大やまん延防止等重点措置の適用地域の拡大等により、回復に向かっていった飲食・宿泊業等のサービス業や商店街を中心に全指標が一気に低下した。加えて、製造業を中心とした幅広い業種で、部品不足や原材料価格高騰による価格転嫁が進んでいない。なお、一部の業種・業界においては価格転嫁に向けた具体的な動きが出ている。感染拡大が収まらず先行きが見通せないなか、多くの事業者の景況感が冷え込んでいる。経済活動への影響の長期化に伴い、今後の資金繰りや人材確保の面で悪影響が懸念される。新型コロナウイルスの早期収束に期待を寄せる声も引き続き多い。

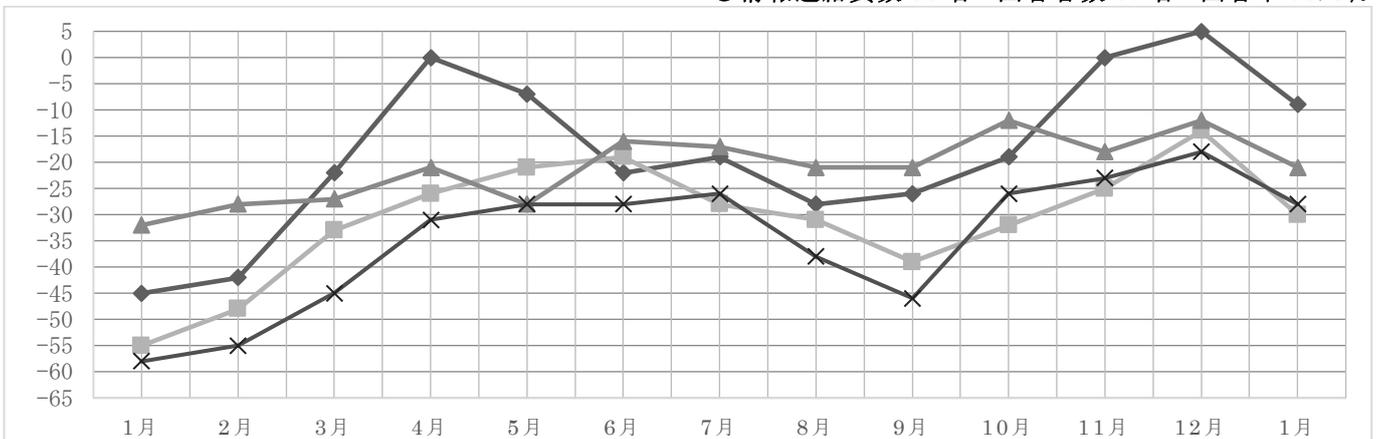
## 2. 景況天気図（県内）…令和3年12月と令和4年1月のDI比較

令和4年 1月分	全産業			製造業			非製造業			30以上 
	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比	
売上高	5	△ 9	14P	16	5	11P	0	△ 16	16P	
在庫数量	3	△ 3	6P	5	0	5P	0	△ 5	5P	△ 9~9 
販売価格	9	7	2P	11	5	6P	8	8	0P	
取引条件	△ 9	△ 14	5P	△ 5	△ 11	6P	△ 11	△ 16	5P	△ 10~△ 29 
収益状況	△ 14	△ 30	16P	△ 26	△ 32	6P	△ 8	△ 29	21P	
資金繰り	△ 12	△ 21	9P	△ 16	△ 21	5P	△ 11	△ 21	10P	△ 30~△ 49 
設備操業度	△ 16	0	16P	△ 16	0	16P	—	—	—	
雇用人員	0	△ 16	16P	0	△ 16	16P	0	△ 16	16P	△ 50以下 
業界の景況	△ 18	△ 28	10P	△ 21	△ 16	5P	△ 16	△ 34	18P	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

## 3. 全産業（県内）…令和3年1月～令和4年1月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 58名・回答者数 57名・回答率 98.3%



令和4年1月DI 《 ◆…売上 -9 ■…収益 -30 ▲…資金繰り -21 ×…景況 -28 》

### Ⅲ. 各業種の概況（県内）…令和4年1月分

#### ◇パン製造業

リテイルは客足が戻り、回復の兆しが見えている。学校給食はコロナ新株による感染拡大に伴う学級・学年閉鎖や臨時休校等の対応に四苦八苦。

#### ◇酒類製造業

県外での酒販イベントで近年に無い売上高を記録している。

#### ◇めん類製造業

コロナウィルスの第六波の影響か、売上が極端に減少。食品業界では値上げの話題が多い中、消費者の買い控えが起きている状況である。

#### ◇家具・装備品製造業

全国的に百貨店などの催事は開催されているが、感染者の急増から戻りかけた客足も止まってしまった感はある。

#### ◇一般製材業

原木（丸太）の価格が上昇し、スギ、カラマツ原木とも入手し難い状況になってきており、製材工場への影響が懸念される。

#### ◇印刷業

前年並みから若干のプラスとなっている模様。ただ、組合員の事業規模にかなり差があるため、業界の実状にも大きな差があると思われる。

#### ◇生コンクリート製造業

全体の出荷量は前月に続き前年の約3分の2の水準となっている。

#### ◇金属製品製造業

半導体不足関連で生産設備の電装関係部品など納期遅延が出ており、修理やメンテナンスに支障をきたし始めている。

#### ◇野菜果実卸売業

野菜は平年並みの単価で推移したものの入荷量が振るわなかった。果物は特にりんごの入荷量が大幅に減少、単価も非常に高く動きが悪かった。

コロナウィルスのオミクロン株の影響により年明けの飲食店関連の需要は再び落ち込んでいる。

#### ◇各種商品卸売業

年明け以降新株による急速な感染拡大に伴って、1月、2月の展示会等の予約が全てキャンセルとなり、3月以降の利用見込みも予断を許さない状況。

#### ◇水産物卸売業

取扱量、金額とも落ち着きを取り戻したかと思われたが、感染拡大により、今後の影響が懸念される。

#### ◇酒・調味料小売業

感染者急増により、飲食店へ納入している酒販店では、納入が厳しい状況になった。

#### ◇農機具小売業

新型コロナ関連により製品の不足、特に最盛期の除雪機等の不足、また、米価の下落による不透明な状況が続いている。

#### ◇食肉小売業

県独自の緊急事態宣言発令で1月は、昨年度に比べ大きく落ち込んだ。また全国レベルで発令されたことにより帰省客やスキー客も落ち込んでいる。

#### ◇燃料小売業①

石油価格の高騰は県内経済に大きな影響を与えることから、原油価格が上昇を続けている現状においては、政府の激減緩和策を見守る必要がある。

#### ◇燃料小売業②

気温低下で冬季需要の本格化に伴い上昇傾向となっている。

#### ◇野菜・果実小売業

学校関係での感染拡大が見込まれ、休校による給食停止により納入減少は勿論であるが、急遽の停止でキャンセル被害が出てきている。

#### ◇各種商品小売業

福袋をメーカーが作らなくなった事、そしてお客様も以前ほど福袋を買わなくなり、初売り風景が大きく様変わりしたことにより、初売り時の売上が一昨年比で著しく減少している。

#### ◇商店街（盛岡市）

下旬から急速に広がったオミクロン株の感染拡大に伴う岩手緊急事態宣言発出により、飲食街は年末年始の賑わいから一転、閑散としている。

#### ◇旅館業

年末年始は、県民割等の効果もあり、戻り基調だったが、国内の感染状況の悪化を受け厳しい状況にある。

#### ◇旅行業

オミクロン株の急拡大を理由に2月以降に出発する旅行者からのキャンセルが相次いで発生。

#### ◇自動車整備業

寒い日が続く道路状況も凍結・轍が出来ている状況、車体整備の売上が増加した。

#### ◇建物サービス業

コロナ第6波の影響で、またもやイベント関連業務のキャンセルが続いている。

#### ◇土木工事業

材料高騰による収益悪化の状況は避けられず、利益率が前期よりかなりダウンしている。

## ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口・セーフティネット貸付

昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、本会では相談窓口を設置するとともに、日本政策金融公庫等により厳しい状況に直面する事業者に対する資金繰り支援を実施します。

### 1. 特別相談窓口の設置

本会に、「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置し、困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付けます。

### 2. セーフティネット貸付の運用緩和

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象をウクライナ情勢や原油高騰により、今後の影響が懸念される事業者にまで拡大します。

**対象者**：社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

**対象要件**：最近3ヶ月の売上が前年同期または前々年同期に比べて5%減少等

**対象資金**：設備資金及び運転資金 **貸付期間**：設備資金15年以内、運転資金8年以内

**貸付限度額**：(中小企業事業)7億2,000万円(国民生活事業)4,800万円 **据置期間**：3年以内

**貸付利率**：基準利率(中小企業事業1.06%、国民生活事業1.81%) <令和4年2月1日現在>

<本会連絡先>

電話番号：019-624-1363 受付時間：8:30~17:15/月曜~金曜(祝日除く)

経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220225002/20220225002.html>



## 【会員組合の皆様へ】決算関係書類の作成時にご確認ください

決算関係書類の記載項目等は、中小企業等協同組合法(以下、中協法)及び中協法施行規則により指定されております。会員組合の皆様におかれましては、項目に不備がないか、あらためて確認し、必要に応じて追加・修正頂けますようお願い申し上げます。また、総会に上程する議案についても、あらためて法令及び定款をご確認くださいようお願い申し上げます。

以下には、よくある不備項目について記載致します。

### 【事業報告書】

- 「前事業年度における総会の開催状況」に開催日時、出席した組合員(又は総代)の数は記載されているが、議決状況が記載されていない。  
→ 提出議案の記載だけでなく、「議決状況」(「全議案可決承認」など)も付記ください。
- 「施設の設置状況」に主たる事務所の名称、所在地が記載されていない。  
総会資料の表紙等に住所が記載されていたとしても、事業報告書内に記載する必要があります。  
→ 「組合事務所：岩手県盛岡市肴町4-5」など、名称と所在地を記載ください。

### 【損益計算書】

- 「事業総損益金額」「事業損益金額」「経常損益金額」「税引前当期純損益金額」が記載されていない。(参考様式：<https://www.ginga.or.jp/operation>)  
→ 以下に従って算出し、記載が必要です。  
①事業総利益(損失)金額 = (事業収益) + (賦課金等収入) - (事業費用)  
②事業利益(損失)金額 = ① - (一般管理費)  
③経常利益(損失)金額 = ② + (事業外収益) - (事業外費用)  
④税引前当期純利益(損失)金額 = ③ + (特別利益) - (特別損失)  
※それぞれの項目の記載が必要です。そのため、仮に事業外収益・事業外費用がなく金額が同じ場合にも、②と③ともに記載が必要です。

### 【総会議案】

- 役員報酬について、理事と監事が区別されていない。  
→ いずれも無報酬の場合にも、理事と監事を区別して記載する必要があります。

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌		令和4年2月分	
<b>■ 岩手県中央会主な実施事業等</b>			
2月15日	知事との意見交換会	2月8日	第2回緑の募金運営協議会
2月21日	組合運営基礎研修会	2月9日	岩手県中小企業振興基本計画外部委員会
2月22日	組合決算・税務講習会		小規模事業者組織化指導事業等中央研究会【オンライン】
2月24日	第1回商業活性化セミナー	2月10日	第9回新型コロナウイルス感染症に係る経済金融連絡会議
		2月15日	いわての女性の活躍促進連携会議
<b>■ 関係機関・団体主催行事への出席等</b>			
2月2日	いわてイノベーションアワード【オンライン】	2月17日	勤労者福祉サービスセンター評議員会【書面開催】
2月3日	岩手地方労働審議会労働災害防止部会		都道府県中央会事務局代表者会議【オンライン】
2月7日	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構運営協議会	2月22日	労働者派遣事業適正運営協力員会議【書面開催】